

7-1-4. 評価

(1) 評価方法

予測結果について、以下に示す方法書の評価の指針に照らして評価した。

評価の指針	<p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府新環境総合計画、新奈良県環境総合計画等、国、大阪府、奈良県又は関係市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。</p>
-------	--

(2) 評価結果

1) 施設の供用に係る評価

① 施設煙突排出ガス

年平均値等の予測結果によると、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン類濃度、水銀濃度の全ての項目について環境基準値及び設定した基準値を下回っている。

また、各項目の環境濃度に対する寄与割合の最大値は、二酸化硫黄で2.2%、窒素酸化物で0.8%、浮遊粒子状物質で0.1%、塩化水素3.2%、水銀で8.9%、ダイオキシン類で0.8%であり、いずれも小さいものと考えられる。

1時間値の予測結果によると、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、塩化水素濃度の全ての項目について環境基準値及び設定した基準値を下回っている。

また、施設煙突排ガスについての計画値と、適用される法律及び条例の基準値を比較した結果はp.18、表2-4.8に示すとおりであり、全てについて規制基準に適合する。

したがって、大気汚染に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないものと評価する。

本事業による大気質への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・燃焼管理の徹底により、窒素酸化物及びダイオキシン類の発生抑制に努める。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。

② ごみ収集車等排出ガス

年平均値の予測結果によると、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、ベンゼン濃度について全ての予測地点で環境基準値を下回っている。また、二酸化窒素濃度の寄与率は最大1.7%、浮遊粒子状物質は最大0.2%、ベンゼンは最大0.1%であり、影響は小さいものと考えられる。

したがって、大気汚染に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないもの

と考えられる。

本事業による大気質への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・ごみ収集車等について、低公害車等の環境負荷の少ない自動車の導入を図る。
- ・焼却灰等の搬出車両について、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。
- ・焼却灰等の搬出車両の走行時には、運搬物の状況に応じた加湿を行いシート等で覆い運搬する。
- ・公用車については電気自動車の導入に努め、相乗り等の推進など、運行台数の抑制を図る。
- ・ごみ収集車等の点検・整備を適宜実施する。
- ・ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。

2) 工事の実施に係る評価

① 建設機械排出ガス

年平均値の予測結果によると、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度の全ての項目について環境基準値を下回っている。したがって、大気汚染に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないものと評価する。

本事業による大気質への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・工事に当たっては、工事が集中しないよう工事工程等の調整等を図る。
- ・工事に当たっては、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・工事に当たっては、工事業者にオフロード規制適合車の使用を奨励する。
- ・工事に当たっては、オフロード法に基づく「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」を踏まえ、工事業者に対して、排出ガスの排出の抑制を図るよう求める。
- ・バックホウ・クレーン等の特定特殊自動車の排出ガス基準適合車の採用に努める。
- ・建設機械等の点検・整備を十分に行う。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。

② 工事用車両排出ガス

年平均値の予測結果によると、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、ベンゼン濃度について全ての予測地点で環境基準値を下回っている。また、二酸化窒素濃度の寄与率は最大1.4%、浮遊粒子状物質は最大0.1%、ベンゼンは最大0.2%であり、ほとんど影響はないものと考えられる。

したがって、大気汚染に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないもの

と評価する。

本事業による大気質への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・ 工事用通路については舗装を行う。
- ・ 工事用車両について、搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努める。
- ・ 工事用車両の適正走行を徹底し、大気質の影響を可能な限り軽減するよう努める。
- ・ 工事用車両の走行ルートを選定や走行時間帯の設定に当たっては、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
- ・ 荷台の積載物からの粉じんの飛散対策として、ダンプトラックが公道を走行する際には、必要に応じてシート掛けを行う。
- ・ 工事用車両の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。
- ・ 工事用車両について、最新の排出ガス規制基準適合車を使用するよう努める。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。